		日	号外	ページ
二	プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針	一九	13	七五
	○国土交通省			
一	高速自動車国道に関する件	五		四
五二	―砂防法第二条の土地を指定する件	五		四
六	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	五		五
七	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の名称等を変更する件	五	3	一
八	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく相当指定を変更承認した件	六		一〇
九	昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件	六	4	一
一〇	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示	七	5	六一
一一	土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件	一一		七
一二	―自動車の型式を指定した件	一一	7	五
五一				
五〇	―自動車の装置の型式を指定した件	一一	7	九
七一	自動車の共通構造部の型式を指定した件	一一	7	一一
七二	原動機付自転車の型式を認定した件	一一	7	一一
七三	―小型特殊自動車の型式を認定した件	一一	7	一一
七七				
七八	―指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件	一一	7	一二
八二				
八三	自動車の装置の型式についての指定を取り消した件	一一	7	一三
八四	指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件	一一	7	一三
八五	指定製作者等の名称を変更する旨届出があった件	一一	7	一三
八六				
八七	砂防法第二条の土地を指定する件	一一	7	一三
八八				
八九	宅地建物取引業法第十七条の八に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件	一二		五
九〇	船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件	一二		五
九一	運輸審議会件名表に登載された件	一三		六
九二	―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	一三		六
九三				
九四	―砂防法第二条の土地を指定する件	一三		七
九八				
九九	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件	一三	9	一四
一〇〇	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件	一三	9	一五
一〇一	港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の一部を改正する告示	一四	10	二〇
一〇二	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	一四	10	二一
一〇三	―砂防法第二条の土地を指定する件	一七	11	八七
一〇六				
一〇七	水先人に免許を与えた件	一七		六
一〇八	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件	一七		七
一〇九	建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針の一部を改正する件	一七	11	八七
一一〇	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件	一八	12	二八
一一一	―砂防法第二条の土地を指定する件	一八	12	二八
一一四				
一一五	―船舶安全法に基づく型式承認等をした件	二一		四
一一二				
一一二	―砂防法第二条の土地を指定する件	二四		六
一一四				
一一五	〃	二六		六
一一六	直轄砂防工事を施行する件	二六		七
一一七	規制が適用される時間及び航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件	二七		五
一一八	航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件	二七		六
一一九	福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	二七		七
一二〇	仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	二八	20	九
一二一	水先人に免許を与えた件	二八	20	一〇
一二二	船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件	二八	20	一〇
一二三	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件	二八	20	一〇
一二四	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二八	20	一一
一二五	砂防法第二条の土地を指定する件	二八	20	一一
一二六	直轄砂防工事を施行する件	二八	20	一一
一二七	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二八	20	一一
一二八				
一二九	―砂防法第二条の土地を指定する件	三一		六
一三一				
一三二	水先人に免許を与えた件	三一		七
一三〇	砂防法第二条の土地を指定する件	三一		五
一三四				
一三五	―高速自動車国道に関する件	三一		七
一四三				
一四五				